

市近居同居促進給付金の申請を受け付け

「親世帯との近居・同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成しています」

若者世代のＵターンによる転入促進と転出抑止を図り、また子育てや介護などの相互協力による日常生活での安心感を創出するた

め、親子での近居または同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

市近居同居促進給付金支給要件表

対象者	対象住宅
■本市に住民登録をしている40歳以下の人 ■親世帯が本市に1年以上継続して居住している人 ■平成30年4月1日以降（建物登記簿の権利部甲区欄の受付日で判定）に住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者 ■当該住宅の建物登記簿における建物所有者（共有名義の場合はその代表者）※共有名義の場合、子世帯が建物所有権の持分を2分の1以上有していること。 ■親世帯および子世帯に市税の滞納がない人 ■市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しない人 ■過去に同給付金を受給していない人	■新築または売買により取得した住宅 ※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外。 ■所有権保存登記または所有権移転登記が済んでいる住宅 ■関係法令に基づき適正に建築された住宅 ■自己の居住用に供する住宅 ※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。 ※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。 ■延べ床面積が50㎡以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅



支給要件 本市に1年以上居住する親世帯との近居または同居を目的として、本市で住宅（中古を含む）を取得し、当該住宅に居住する人で、申請時点で上表の要件全てを満たす人

支給金額 近居の場合Ⅱ30万円、同居の場合Ⅱ50万円

申請の受け付け 令和2年3月31日（火）までに、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて住宅政策課へ（郵送不可）

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

※説明書および申請書は、同課で配布、または市ウェブサイト（住宅政策課のページ）からダウンロードもできます。

問い合わせ 住宅政策課（内線437）

住まいやブロック塀などの点検を

～補助制度をご利用ください～

■住宅などの耐震診断・改修補助制度

補助対象 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

補助額

◆耐震診断Ⅱ診断費用の10分の9の額（上限4万5000円）

※一般的な住宅では自己負担約5000円で耐震診断を受けることができます。

◆耐震工事Ⅱ工事費用の3分の1の額（上限100万円）

※昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅以外の耐震診断補助については、ご相談ください。

■ブロック塀などの撤去工事の補助制度

受け付け期間 令和2年1月31日（金）まで

補助対象 不特定の人が通行する道に面する高さ60センチ

以上のブロック塀など補助額 次の①と②を比較して、いずれか低い額に3分の2（指定通路沿いは10分の10）を乗じた額（上限30万円）

①撤去に要した費用

②撤去面積1平方メートルあたり1万円を乗じた額

※今年度でブロック塀などの撤去工事の補助制度は終了を予定しています。

※いずれの補助制度も予算がなくなり次第終了します。着手前に補助申請をしてください。

※その他条件がありますので詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 住宅政策課（内線438）

戦争に関する遺品、戦時品などの寄贈にご協力を

本市では、戦時下の日常生活で使われていたものや実際に戦地へ持って行かれたものなど、寄贈いただける戦時品や遺品を探しています。寄贈いただいた品は市で大切に保管し、戦争展などで展示して平和への願いを伝えます。ぜひご協力をお願いします。

問い合わせ 人権政策課（内線472）

大型連休中のごみ収集は通常どおりです

ごみは、祝日も日程どおり収集しています。
ただし、祝日はごみの量、交通状況などにより、通常より収集時間が早くなる場合がありますのでご注意ください。

燃えるごみと粗大ごみは午前7時より、資源ごみは午前9時より順次収集します。

問い合わせ 衛生課（内線144～146）

5月1日に元号が平成から令和に改元されました。改元後に有効期限を迎える保険証や医療証などについては、平成表記を新元号に読み替えて、引き続きご利用いただけます。保険証や医療証などの有効期限などの修正や再発行はありません。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

元号改正に伴う
各種保険証・
医療証などの
取り扱い

大型連休中の業務案内

○印は業務日

施設名など	とき	4月					5月					
		26日 (金)	27日 (土)	28日 (日)	29日 (月・祝)	30日 (火・休)	1日 (水・祝)	2日 (木・休)	3日 (金・祝)	4日 (土・祝)	5日 (日・祝)	6日 (月・休)
市役所・金剛連絡所		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市役所日曜窓口		—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—
休日急病診療 ※1		—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
済生会富田林病院（外来診療） ※2		○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
保健センター		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水道お客様センター		○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
人権文化センター・児童館		○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Toppic（きらめき創造館） ※3		○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
すばるホール ※4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レインボーホール（市民会館）		○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総合福祉会館（社会福祉協議会）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
かがりの郷		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
けあばる・ウエルネスけあばる ※5		○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—
農業公園サバーファーム・にここ市場		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レインボーバスの運行		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富田林斎場・富田林霊園管理事務所		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
きらめきファクトリー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 ①内科・②歯科は市立休日診療所、③小児科（中学生まで）は済生会富田林病院で診察しています。受付時間は、①③は午前9時～11時30分、午後1時～3時30分、②は午前9時～11時30分です。なお、4/30～5/2の内科については、済生会富田林病院で診察します。

※2 受付時間は、4/26は午前8時～正午、4/27は午前8時～11時、4/30～5/2は①午前8時～正午、②午後1時～3時30分です（②は内科、小児科のみ受け付け）。

※その他、富田林医師会管内各診療所の4/30～5/2の診療情報については、（一社）富田林医師会ウェブサイト（<http://www.tondabayashiishikai.jp/>）をご覧ください。

※3 4/29～5/2と5/6は自習室のみ午前9時から午後5時まで利用できます。

※4 5/2～6は午後5時30分で閉館します。

※5 4/28と4/30～5/5は午後5時15分で閉館します。なお、介護老人保健施設については面会はできますが、4/27から5/6までは入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

春の全国交通安全運動

5月11日(土)～20日(月)の間、「歩行者を 守る気づかい 思いやり」「自転車と いつ も一緒 ヘルメット」「チャイルドシート 正しいVIPの 指定席」「大丈夫？

昨日のお酒も 気を付けて「慌てるな 無理なすり抜け 事故のもと」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。期間中、「二輪車の交通事故防止」などを運動の重点として、交通事故防止に向けたさまざまな取り組みが全国で実施されます。交通事故をなくすためには、一人一人が交通安全に対する意識を高め、基本的なルールを守り、安全な行動を実践することが大切です。交通事故に遭わないよう一層の注意をお願いします。

春の地域安全運動

～みんなで力を合わせて安全・安心まちづくり～

5月21日(火)～30日(木)の間、「特殊詐欺の被害防止」「子どもや女性を対象とする犯罪の被害防止」「自動車関連犯罪及びひったくりの被害防止」を重点に、春の地域安全運動が実施されます。

本市では期間中、市防犯委員会などと協力し、駅前で啓発グッズを配布するなど、犯罪防止啓発活動を実施します。

■オレオレ詐欺に注意しましょう

息子などを騙り、「株で失敗してしまい、お金が必要」など言葉巧みに話し掛け、金銭を要求する電話が多数かかっています。

また、この他にも公的機関などを騙り、「一人暮らしですか。貯金はいくらありますか」といった電話をかけ、金銭やキャッシュカードなどを受け取りに来るなどの詐欺が多発しています。

このような電話がかかってきた際は、一度電話を切り、家族や警察に相談してください。

問い合わせ 富田林警察署 (☎25)1234)



高齢者交通安全講習会を開催します

同講習会をはじめ、交通安全教室などさまざまな催しを実施されますので、ぜひご参加ください。
とき 5月19日(日)、午前10時～正午(午前9時30分～受け付け)
ところ 富田林モータースクール(寿町三丁目7の7)
入場料 無料(当日、直接会場へ)
問い合わせ 道路交通課(内線416)

5月31日は世界禁煙デー

たばこは、日本人の4大死因である「がん」「心疾患」「肺炎」「脳血管疾患」にかかるリスクを増加させる他、最近では認知症の増加原因であることも分かっています。

また、たばこは喫煙者本人だけではなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも大きな悪影響を与えます。

たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコ



環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を貸し出すレン

レンタサイクル「かわつちりん」のご利用を

タクシー「かわつちりん」が、喜志駅地下自転車駐車場(☎24)6293)および富田林駅自転車駐車場(☎24)9479)でご利用いただけます。
観光や仕事、通勤、通学などにぜひご利用ください。
なお、利用方法・料金・時間など詳しくは、利用を希望される駐車場へお問い合わせください。



チンの持つ強い依存性が原因です。このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。
禁煙は自力でするよりも、禁煙補助剤や禁煙外来を利用した方が「楽に」「より確実に」「費用もあまりかからずに」できます。
禁煙治療は、同依存症診断テストの結果により、健康保険などが適用になり負担額が軽くなる場合もあります。

保健センターでは無料の禁煙相談も実施していますので、気軽にお問い合わせください。
また、本市では「世界禁煙デー」に合わせて、禁煙に関するイベントを次のとおり実施します。

◆世界禁煙デー関連イベント

とき 5月31日(金)、午前10時～午後3時
ところ 保健センター1階
内容 呼吸一酸化炭素濃度測定など
参加費 無料(当日、直接会場へ)
問い合わせ 健康づくり推進課(☎28)5520)

マイナンバーカードの申請を

マイナンバーカードの作成を希望する人は、平成27年11月末から12月中旬にかけてお届けした「通知カード」に添付された申請書に必要事項を記入し、証明用写真を貼って、同封の返信用封筒（差出有効期間が29年10月4日までとなっていますが令和元年5月31日(金)まで使用できます）で郵送してください。



スマートフォンやパソコン、自動写真撮影機（市役所1階に設置）などからも申請可能です。詳しくは、「通知カード」に同封の案内、またはマイナンバーカード総合サイト〔<https://www.kojinbango-card.go.jp/>〕をご覧ください。

※申請書を紛失された場合や、申請書に記載されている内容（住所・氏名など）に変更があった場合は、市民窓口課（内線131、132）までお問い合わせください。

■マイナンバーカードを取得するメリット

- ・公的な身分証明書として利用できます。
- ・コンビニエンスストアなどで、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「市・府民税証明書（現年度分）」が取得できます。
- ・各種行政手続きのオンライン申請が利用できます。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120(95)0178

住所や氏名に変更があった場合はマイナンバーカードなどの変更手続きを

住民異動の届け出（転出届、転入届、転居届など）や婚姻などにより住所・氏名に変更があった場合には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」に記載されている住所・氏名を最新のものにしておく必要があります。また、国外転出の際には、返納が必要です。

住民異動の届け出や婚姻届の提出などの手続きで窓口へお越しの際には、各カードの住所・氏名の書き換えや返納が必要ですので、忘れずに持参してください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 5月5日(祝)、6月2日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています。

対象者 申請時点で次の条件を全て満たす人
◆本市に住民登録をしている人
◆平成31年4月1日以降に本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人

市プレママ。ハッピーライフサポート事業



お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品などの品物
※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。
申請の受け付け 令和2年3月31日(火)まで（妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください）
※詳しくは、市ウェブサイト（都市魅力創生課のページ）をご覧ください。
問い合わせ 都市魅力創生課（内線420）



市産後ケア事業を実施しています

本市では、産後の体調や育児に不安があり、家族などから十分な支援が受けられない母子を対象に「市産後ケア事業」を実施しています。

同事業では、医療機関でのショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）の機会を提供し、助産師などによる乳房のケアや授乳指導、赤ちゃんの健康状態の確認、育児相談などを実施しています。
対象者 生後4カ月未満の乳児とその母親
※同事業を利用するためには、事前の申請が必要です。申請方法や利用期間など詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ 保健センター（☎28)5520)



熱中症にご注意を

室内でも予防を心掛けましょう

熱中症は、発症すると最悪の場合、死に至ることもあります。特に、高齢者や子どもは発症しやすいので、十分気を付けてください。
気温が急激に高くなる日、湿度が高い日、風がない日、熱帯夜の翌日、体調の悪い日、運動などの活動の初日は特に気を付けましょう。



熱中症予防

●温度に気を配ろう

扇風機やエアコンを上手に使い、涼しい素材の服を選びましょう。特に外出時は、帽子や日傘を利用しましょう。

●飲み物を持ち歩こう

水分補給のために飲み物を持ち歩き、汗をかいたら塩分も補給しましょう。喉

がかわく前にこまめに飲むのがコツです。

●休息を取ろう

寝苦しい夜は、空気の通りを良くしたり、通気性の良い寝具を使ったりするなどして、ぐっすり眠れる工夫をしましょう。

●栄養を取ろう

バランスよく朝食もしっかりと食べましょう。

●声を掛け合おう

家族やご近所同士で、「水分取ってる?」「少し休んだ方がよいよ」など、声を掛け合いましょう。

問い合わせ 保健センター
〔☎28〕5520

不育症治療費 助成制度のご利用を

本市では、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の不育症治療費用の一部を助成しています。

不育症とは、妊娠はするけれど、流産・死産などを繰り返してしまいう病気で、一般的に2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。

不育症は、珍しい病気ではなく、早い段階で適切な診断や治療を受けることで85%以上という高い治療効果が得られ、出産できるといわれています。

助成額 1年度につき上限30万円まで

対象者 次の条件全てを満たす人
・申請日に本市に住民登録をしている夫婦

・医療機関で不育症治療が必要であると診断され、保険適用外の治療を受けた夫婦
・法律上婚姻をしている夫婦
・他の地方公共団体から同様の助成を受けていない夫婦

※不育症治療費の助成を受けるためには、申請が必要です。申請方法や申請期限など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイト（健康づくり推進課のページ）をご覧ください。

また、申請書も同サイトからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター
〔☎28〕5520

肝炎ウイルス検査はお済みですか

肝炎ウイルスの感染に気付かないまま放置すると、知らない間に病気が進展し、肝硬変や肝がんなどの重篤な症状につながる恐れがあります。一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう。

実施場所 実施医療機関

※4月号広報に折り込みの「平成31年度保健事業案内」をご覧ください。市ウェブサイト（健康づくり推進課のページ）からもご覧いただけます。

内容 問診、B型・C型肝炎ウイルス検査

対象者 40歳以上で肝炎ウイルス検査を受けたことのない人

※受けたことがあるか分からない場合は、お問い合わせください。

費用 無料

問い合わせ 保健センター 〔☎28〕5520

特定不妊治療費助成制度

特定不妊治療の内、対象となる男性不妊治療を併せて受けた場合も助成の対象です

本市では、特定不妊治療に要する費用の負担軽減を図るため、府などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の承認を受けた、本市に住民登録をしている夫婦を対象に助成金を交付しています。

方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイト（健康づくり推進課のページ）をご覧ください。また、申請書も同サイトからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター
〔☎28〕5520

5月1日～7日は 「憲法週間」です

日本国憲法の3つの柱

国では、憲法の精神や意義を国民に理解してもらうため、5月3日の憲法記念日を含む5月1日～7日を「憲法週間」と定めています。

日本国憲法は、国の在り方や仕組みなどを定めているもので、①国の政治の在り方を決めるのは国民であるとする「国民主権」、②誰もが人間らしく生活するための権利を有するとともに、誰にも侵されることのない権利であると掲げた「基本的人権の尊重」、③戦争放棄などを定めた「平和主義」の3つの柱から成り立っています。

私たちの暮らしと憲法

これらの柱を基本理念として、全ての人が個人として尊重され、自由や幸せを願いながら、健康で文化的な暮らしができるようさまざまな権利を憲法がしっかりと保障してくれています（憲法第11・13・25条）。



例えば、「心」に関しては、どんな事を考え、思っているか、他人から干渉されないことを保障しています（第19条「思想・良心の自由」）。自身の言論においても、公序良俗に反せず、他人の自由・権利を侵害しなければ、自由なのです（第21条「表現（言論）の自由」）。

また、自分の住みたい場所に住むことや、なりた職業を自由に選択することができたり（第22条「居住・移転・職業選択の自由」）、文字を読み書きするなどの教育を受けることができる（第26条「教育を受ける権利」）など憲法は私たち自身やその暮らしと密接につながっているのです。そして、私たちは絶えず努力してこの自由と権利を持ち続けるとともに（第12条「自由・権利の保持義務」）、法の下に平等であつて人種や信条、性別などに

よって差別されないとされています（第14条「法の下の平等」）。

自治体では、このような憲法の下につくられた各法律などに沿って業務をし、先の権利保障の他にも「教育」「福祉」「労働」「医療」「防災」など市民生活のあらゆる分野において、市民一人一人が安心して暮らせるまちをめざしています。



このように、憲法は私たちの生活の中で自由と幸福を追求するにあたって、決して欠かすことができないものであり、憲法について考えることは、「人権」を自分自身や社会、実生活との関わりについて考えるきっかけにもなります。この機会に、家庭や地域で、憲法について話し合ってみましょう。



本市では、この週間に合わせて5月を憲法月間と定め、街頭啓発や特設人権なんでも相談などを実施します。
問い合わせ 人権政策課（内線472）

憲法月間

特設人権なんでも相談

日常生活の中で起こるさまざまな人権問題の解決を図るため、本市の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。



とき 5月10日（金）、午後1時～4時
ところ 市役所地下904会議室
※当日、直接会場へ。電話（内線544）での相談も受け付け。
問い合わせ 人権政策課（内線472）

憲法月間行事（講座）

いのちを食べて、人は生きる

ドキュメンタリー映画「ある精肉店のはなし」の上映と、映画の登場人物であり、畜産に従事されていた、北出 昭さんより実

際の食肉処理場の作業についてお話をしてもらいます。
生きた牛から精肉され、身近な食材として店頭に並んでいる「牛肉」になる過程を学ぶとともに、命の尊厳・命をいただくということについて考えます。
※映画には日本語字幕が付きます。
※講演のみ手話通訳あり。
とき 5月25日（土）、午後2時～4時30分
ところ 中央公民館
定員 40人
参加費 無料
申し込み 5月7日（火）、中央公民館 ☎ (24)3333 へ（申し込み先着順）

女性のための電話相談 のご利用を

本市では、毎月第1・2金曜日と、第3・4火曜日に「女性のための電話相談」を実施しています。

5月3日(木)も同電話相談を実施しますので、普段は仕事などで相談することができない人は、この機会にぜひご相談ください。

配偶者・恋人とのこと、子育てに疲れた、家庭・職場での人間関係、仕事、性のこと、生き方など、暮らしの中のさまざまな不安や悩みについて、女性相談員がお聴きします。

●女性のための電話相談 ☎(23)0567
※相談日程・時間などは、22ページ「今月の相談」をご覧ください。

問い合わせ 人権政策課 (内線474)

自立相談支援窓口 「あしたねっと富田林」 のご利用を

「光熱費や家賃の支払いが滞っている」「仕事を解雇され生活に困っている」など仕事や生活の悩みを抱えているいませんか。
平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、本市では「自立相談支援窓口」を設置し、経済的な課題をはじめ、さまざま

な困りごとの相談に寄り添いながら、個別の支援プランを作成し、悩みを抱える人を支援してきました。
4月からは支援をより充実させるため、市社会福祉協議会に委託し、「あしたねっと富田林」として新しくスタートしています。
「あしたねっと富田林」では、相談支援員や就労支援員などを配置し、本人だけでなく、家族や周囲の人からの相談も受けています。
仕事や生活の悩みを一人で抱え込まず、気軽にご相談ください(電話相談も可)。
■あしたねっと富田林(内線285・286)
とき 祝日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時30分
ところ 市役所2階23番窓口
問い合わせ 地域福祉課(内線283)

障がい者相談支援センター を増設しました

同センターでは、障がいのある人と家族が地域で安心して暮らしていけるよう、総合的な相談支援を実施しています。
このたび、同センターを3カ所から5カ所に増設しました。詳しくは、左表をご覧ください。

また、市役所障がい福祉課内出張相談窓口を開設しています(祝日を除く月～金曜日、午前9時30分～午後5時)ので、気軽に利用ください。
問い合わせ 障がい福祉課内障がい者相談支援センター(内線162)

第1圏域 (喜志・第一中学校区)	●(社福) 桃花塾「ピーチネット」(喜志2067) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時 問い合わせ ☎・☎(24)8626 ●NPO法人あい「地域活動支援センターときわぎ」(昭和町二丁目2の6) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時 問い合わせ ☎・☎(25)1516
第2圏域 (第二・第三中学校区)	●(社福) 大阪府障害者福祉事業団「相談支援センターあーる」(甘南備216) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時45分 問い合わせ ☎080(8927)6365・☎(26)8015 ●(社福) いずみ野福祉会「つじやま相談室」(廿山20の7) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時 問い合わせ ☎(28)5311・☎(40)1513
第3圏域 (金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区)	●(社福) 四天王寺福祉事業団「四天王寺悲田富田林苑」(向陽台一丁目3の20) とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分 問い合わせ ☎(29)0500・☎(29)0282

6月1日は 人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年全国各地で啓発活動を実施しています。

本市では、この活動の一環として、次のとおり特設人権なんでも相談を開設します。人権に関するさまざまな問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることがあれば、気軽にご相談ください。

特設人権なんでも相談

とき 5月31日(金)、午前9時～正午、午後1時～4時
ところ 市役所地下904会議室

※当日、直接会場へ。電話(内線544)での相談も受け付け。

問い合わせ 人権政策課(内線472)

子ども食堂に関する取り組みが進んでいます

本市では、地域における子どもの居場所として「子ども食堂」の運営に取り組む団体に対して、経費の一部を補助するなどの支援をしています。子ども食堂などの開設相談、子ども支援サポーターの登録、食材の寄贈など詳しくは、お問い合わせください。

◎子ども食堂の運営を支援します

子ども食堂の運営を支援するため、本市、市社会福祉協議会、市民公益活動支援センターが協働で進めてきた「とんだばやし子ども食堂・居場所づくり運営支援ネットワーク」では、3月27日、同ネットワークを代表して、市社会福祉協議会がJA大阪南と「子ども食堂運営に係る食材の提供に関する協定」を結びました。同協定により、子ども食堂に集う子どもたちに、JA直売所「あすかてくるで」出荷協力会の皆さんの温かい思いが定期的に子どもたちに届けられることになります。



問い合わせ こども未来室（内線287）

5月12日は 民生委員・児童委員の日です

「あなたの身近な相談相手

Ⅱ 民生委員・児童委員」

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国各地で啓発活動を実施しています。

子育てや学校生活、医療・介護などで心配事や悩み事があれば、一人で抱え

込まず身近にいる民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして見守り活動をしたり、市民の皆さんの生活や福祉に関するさまざまな相談に応じ

て必要な支援をしたりしています。相談内容に応じて福祉制度や支援サービスを受けられるよう、関係機関への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には守秘義務があります。秘密は必ず守りますので、気軽にご相談ください。地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は地域福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課（内線284）

新しい民生委員・ 児童委員が決まりました

民生委員・児童委員として、4月1日付で次の人々が委嘱されました。

●府営清水住宅5棟・7

11棟 堀尾 美江さん ☎ 090

（6607）1356

●須賀一丁目17番（一部）

35番、二丁目36番（一部）

山崎 和子さん ☎ (29) 62

32

問い合わせ 地域福祉課（内線284）

高齢者保健福祉計画等推進 委員会の委員を募集

介護保険事業や高齢者施策の計画を策定するため、同推進委員会の委員を次のとおり募集します。

対象者・定員 本市在住の介護保険の第1号被保険者

（65歳以上）Ⅱ1人

任期 令和4年3月31日（木）

まで

申し込み 5月7日（火）

高齢介護課で配布する応募用紙に必要事項を記入し、

「高齢者の生きがいづくり

と社会参加」をテーマにした作文（文字数は1000

1200字、用紙・様式は自由）を添えて、5月21

日（火）、午後5時までに、同課（内線175、176）へ持参

※作文で1次選考、面接で2次選考をします。なお、

1次選考合格者に対する2次選考の面接は、6月中旬頃

に実施予定です。

男女共同参画フォーラム 「Be・in ひろっぱ」実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be・inひろっぱ」を開催します。同フォーラムでは、講演会や分科会などを実施する予定です。

皆さんも実行委員になって、その企画や運営に携わってみませんか。

実行委員会は、6月～翌年3月の間に、数回開催する予定です。

募集人員 10人程度（性別不問、男性歓迎）

申し込み 5月16日（木）（必着）までに、人権政策課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクスまたはEメールで、☎584-8511常盤町1の1 人権政策課〔（内線474）・FAX(25)9037・Eメールjinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ

※応募用紙は市ウェブサイト（人権政策課のページ）からもダウンロードできます。

都市計画マスタープランを 改定しました

都市計画マスタープランとは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

本市では、平成10年に同プランを策定し、19年の改定を経て、これまでまちづくりを進めてきましたが、このたび、計画期間の満了に伴い、同プランを改定しましたのでお知らせします。

同プランでは、おおむね20年後を展望しつつ、今後10年間の「まちづくりの具体的な指針」「都市整備の方針」「市全体や地域別のまちづくり構想」について定めています。

同プランは、市ウェブサイト（まちづくり推進課のページ）よりご覧いただけます。

問い合わせ まちづくり推進課（内線453、459）

災害による被害を最小限に ～伏見堂とガーデンハウス藤沢台第2住宅 に自主防災会が誕生～

新たに伏見堂とガーデンハウス藤沢台第2住宅に自主防災会が結成され、ヘルメット、シャベル、LEDライト、バール、水タンク、ハンドマイクなどの防災資機材が配備されました。

今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。



伏見堂



ガーデンハウス藤沢台第2住宅

●自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織です。若い世代を含めた皆さん一人一人の「力」が必要です。

災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

鳥獣による農作物被害 防止柵設置事業補助金 をご活用ください

近年、鳥獣による農作物の被害が急増していることから、防止対策を進めるため、本市では「市鳥獣被害防止計画」を策定しています。

また、市と地元農業団体などが一体となって「市有害鳥獣対策協議会」を設立し、捕獲おりを設置するなど、被害防止対策に取り組んでいます。

さらに被害防止対策を推進するため、鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金をご活用ください。

補助対象物品 被害区域および被害予想区域内の田畑などに設置する次の防護資材など

◎電気柵
◎ワイヤーメッシュなどの防護資材（付帯する杭も可）※いずれも購入金額が3万円未満の物品は対象外です。

補助対象者 市内在住の農家

補助額 購入金額の10分の8の額で、上限10万円

申し込み 5月7日（火）令和2年2月28日（金）に、農業振興課（内線443）へ

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

土木工事などのときは 埋蔵文化財包蔵地の確認を

本市には、石川の流域を中心に、多くの遺跡が分布しています。最近、開発工事などで新しく遺跡が発見される機会も増え、平成31年4月現在でその数は160カ所となっています。

これらの貴重な文化財を保護するために、文化財保護法では一般に知られている埋蔵文化財包蔵地（遺跡Ⅱ住居跡や土器などが埋まっている土地）において土木工事などをするときは、

市を通じて府教育委員会に届け出て指示を受けることが義務付けられています。届け出てから指示を受け、発掘調査が必要な場合には調査完了までに日数がかかりますので、できるだけ早く文化財課で埋蔵文化財の包蔵地内であるかどうかを確認し、必要な手続きをしてください。

なお、ファクスでの位置確認もしています。

問い合わせ 文化財課（内線507）（FAX）（25）9037

土木工事などをするときは、

5月は 宅地防災月間です

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることもなりかねません。造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に係る機関と協力して、次のような事業を実施します。

防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。



また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するため、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

5月はため池愛護月間です

ため池災害は、梅雨・台風期に最も多く発生しています。

府では、ため池での災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、梅雨・台風期前の5月を「ため池愛護月間」と定めています。

本市でも広報活動などを実施しますので、皆さんも次のことなどに注意してください。

■ため池を利用する皆さんへ

- ・ごみを捨てないようにしましょう。
- ・地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。
- ・水を汚す家庭からの排水にちよとした心遣いをしましょう。
- ・ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

■子どもを水難事故から守るために

- ・ため池管理者や地域などで設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにしましょう。
- ・ため池の安全施設の破損に注意しましょう。
- ・ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見掛けたら注意の一声を掛けましょう。
- ・町会（自治会）などを通じて子どもの水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。

問い合わせ みどり環境課（内線496）

- 石垣、擁壁などに亀裂などは入っていないか。また、割れ目から地下水がしみ出していないか。
 - 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。
 - 地盤は沈下していませんか。
 - 排水のための溝に泥などが詰まっていないか。
- 研修会や点検方法などについて詳しくは、府建築企画課ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/shokai.htm をご覧ください。
- 問い合わせ** まちづくり推進課（内線454）、府建築企画課（☎06（6210）9720）

生産緑地地区の追加指定受け付け

本市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。30年12月に500平方メートル以上だった面積要件を300平方メートル以上に引き下げる条例を制定したことで、これまで生産緑地地区に指定できなかった小規模な農地についても指定可能になったことから、新たに同地区

の指定を受け付けます。
受付期間など 5月15日（水）6月28日（金）に、まちづくり推進課（内線451）で受け付け
※同地区の指定には要件がありますので、希望される人は事前に土地の位置、地番、面積などを確認の上、早めにご相談ください。また、指定することになった場合、土地の登記事項証明書などの書類が必要です。

「メール119番」を「存じ」ですか

電話での対話による、119番通報が困難な人が、携帯電話などから電子メールを利用して消防車や救急車の要請ができる緊急通報の補助手段として「メール119番」を運用しています。

対象者 市内在住で聴覚・音声・言語機能などに障がいがあり、身体障がい者手帳を有する人
※「メール119番」を利用するためには、事前に市消防本部または障がい福祉課への利用申請が必要で、申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市消防本部指令課（☎(23)0119・FAX(23)9913）

市営葬儀のご利用を

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を実施しています。

※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください（市ウェブサイ
ト（衛生課のページ）からダウンロードもできます）。
対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合

市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合》

標準プラン				簡易プラン	
自宅または集会所などで葬儀される場合		富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合		19万8000円	
大人	28万円	大人	26万円		
小人	27万7000円	小人	25万7000円		

富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

葬儀室使用料 ※午後5時～翌日午後1時（和室は翌日午後3時まで）。	5万円		
霊安室使用料 ※24時間まで。	3000円		
火葬室使用料	大人	1万円	
	小人	6000円	
	死産児	4000円	

市営葬儀指定業者

○（株）安楽社（甲田二丁目9の10）（☎250042）

○（有）公栄社（富田林町24の4）（☎232064）

○（株）花仙葬祭（富田林町24の17）（☎232238）

○（株）花安（富田林町18の19）（☎236526）

申し込み 右記の指定業者の中から選択し、「標準プラン」か「簡易プラン」のいずれかを選び、直接申し込んでください。

※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していただくこともできます。オプションについては同案内をご覧ください。

問い合わせ 衛生課（内線143、147）

ごみ収集中の事故件数を集計

収集できないものを入れないで！

平成30年度内のごみ収集作業中、合計6件の事故が発生しました。そのうち5件はごみに混ざったガス缶

やスプレー缶、使い捨てのライターなどを原因とするごみ収集車の火災事故でした。残りの1件はペンキ缶の破裂による家屋の汚損事故でした。

危険物や処理困難物を分別せずごみ出しをすることは、ごみ収集車に甚大な被害

害が及ぶだけでなく、場合によっては家屋などの損壊や人命に関わる危険性もあります。

ごみ収集作業中の重大な事故を未然に防ぐため、ごみの分け方・出し方には十分注意し、危険物や処理困難物はごみに出さずに適正な処理をしていただきますよう、よろしくお願いします。

問い合わせ 衛生課（内線144～146）

微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中を漂う物質のうち、直径2.5μm（マイクロは100万分の1）以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるすすが主成分です。府では、時間ごとの情報を府大気汚染常時監視のページ（<http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>）で公開しています。

また、大気中のPM2.5が国の指針による注意喚起の濃度レベルを超えると予想される場合は、注意喚起の情報が府の防災情報メールで配信されます。なお、注意喚起が発表された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避けてください。

同メールを受信するには、事前に登録が必要です。登録方法についてはおおさか防災ネットホームページ（<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>）をご覧ください。※同メールは、光化学スモッグや警報、注意報などの情報も配信していますので、必要に応じてご活用ください。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

工業統計調査にご協力を

同調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な調査です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

対象となる事業所には、5月上旬より調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 総務課（内線331）

資源プラスチック容器包装の収集業務を民間委託しました

平成31年4月より、資源プラスチック容器包装は、市が委託した民間業者が収集しています。

これまでどおりの曜日で午前9時以降に収集しますが、収集時間が前後することが予想されますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 衛生課（内線144～146）

毎年5月は 消費者月間です

ともに築こう 豊かな消費社会
～誰一人取り残さない～

国において、昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に実施しています。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現をめざす国際目標です。

このような社会を実現するためには、消費者自ら

が、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。

消費者庁においても、「エシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減をめざす国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

そのため、今年度消費者月間では、さまざまな主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、「ともに築こう 豊かな消費社会」誰一人取り残さない」を統一テーマとして掲げています。

学びの機会を提供しています

本市では、市民の皆さんに消費生活に関する問題を学ぶ機会を持つていただけるよう、啓発リーフレットの配布や啓発講座を実施しています。

詳しくは、お問い合わせください。

相談することが重要です

もし、消費者問題に遭遇した場合は、一人で抱え込まず、気軽に本市や次の機関の消費生活相談をご利用ください。

創業支援補助金の申請を受け付けています

本市では、市内で新たに創業する人を対象に、市創業支援事業を実施しています。同事業を受けていただくと、創業時にかかる費用（設備経費や広告宣伝経費）の一部を最大50万円補助します。また、同事業では創業にあたってのサポートをはじめ、創業に関するノウハウが学べる「創業セミナー」などを実施しています。

創業支援補助金の他、創業支援融資利子補給や登録免許税の軽減などの優遇措置もあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 商工観光課（内線481）

ものづくり中小企業後継者育成セミナー

本市は、富田林中小企業団地内企業で構成される富田林高度技術連携協議会や大阪府立大学と連携し、ものづくり技術推進事業を実施しています。このたび、大阪府立大学にて、ものづくり中小企業の課題探索段階から新規事業の開拓を共に進めていくためのスタートとなるセミナーを開催します。

とき 6月12日(水)、19日(水)、26日(水)、午後5時30分～7時30分(全3回)

ところ 大阪府立大学 I-site なんば（大阪市浪速区敷津東二丁目1の41南海なんば第1ビル）

対象者 ものづくり中小企業の経営者や後継者など **定員** 20人

受講料 1社5000円（別途懇親会 1人3000円実費）

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 大阪府立大学研究推進本部URAセンター ☎ 072(254)9128

介護面接会&相談会

とき 5月17日(金)、午後2時～4時（受け付けは午後3時30分まで）

ところ ハローワーク河内長野（河内長野市昭栄町7の2）

参加企業 5社 **参加費** 無料（当日、直接会場へ）

持ち物 履歴書（複数の企業を面接される人は複数枚ご用意ください）

※ハローワークカードをお持ちの人は同カードを持参してください。

問い合わせ ハローワーク河内長野 ☎ (53)3081

市消費生活センター

市役所1階市民相談室横

（内線186）

月～金曜日、午

前9時～正午、午

午後1時～4時

（祝日、年末年始は除く）



消費者ホットライン

☎ 188、月～金曜日

午前9時～午後5時、

土・日曜日、祝日午前10

時～午後4時（いずれも年

末年始は除く）

問い合わせ 商工観光課
（内線483）

市職員の 人事異動

4月1日付け人事異動で、新しく職員を配置しました。部長級以上の異動は次のとおりです。

▽市長公室付部長・危機管理

理官 竹田 浩章

▽子育て福祉部長兼福祉事

務所長 西野 元啓

▽まちづくり政策部長

森木 和幸

▽選挙管理委員会事務局

長・監査委員事務局長・南

河内広域公平委員会事務局

長・固定資産評価審査委員

会事務局長

山内 浩司

▽議会事務局局長

祐村 元人

▽消防本部消防長

京谷 倫之介

▽消防本部理事兼消防署長

池田 敏光

問い合わせ 人事課（内線
321）